

独立行政法人国立公文書館職員給与規程

(平成13年4月1日 規程第2号)

改正	平成13年11月28日	規程第20号	平成19年7月31日	規程第6号
	同	13年11月28日	同	19年11月29日
	同	14年3月20日	同	21年3月18日
	同	14年11月28日	同	21年6月1日
	同	15年3月28日	同	21年7月30日
	同	15年10月31日	同	21年11月30日
	同	16年3月23日	同	22年9月28日
	同	17年11月21日	同	22年11月30日
	同	18年3月31日	同	23年4月1日
	同	19年3月26日	同	24年2月29日

(総則)

第1条 独立行政法人国立公文書館(以下「館」という。)の職員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 職員の受ける給与の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 俸給
- 二 手当
 - ① 職責手当
 - ② 扶養手当
 - ③ 地域手当
 - ④ 業務調整手当
 - ⑤ 住居手当
 - ⑥ 通勤手当
 - ⑦ 単身赴任手当
 - ⑧ 超過勤務手当
 - ⑨ 管理職員特別勤務手当
 - ⑩ 期末手当
 - ⑪ 勤勉手当

(俸給表の種類)

第3条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ各号に定めるところによる。

- 一 事務職俸給表(別表第1) 次号から第4号までの俸給表の適用を受けない職員
- 二 技能職俸給表(別表第2) 守衛、修復等の業務に従事する職員

- 三 研究職俸給表（別表第3） 学術的調査研究業務に従事する職員
四 特別俸給表（別表第4） 次長の職にある職員（館長が指定した者に限る。）

（職務の区分）

第4条 給与の支給基準となる職務の区分は、次に掲げるとおりとする。

一 事務職俸給表

- | | |
|---|--------|
| ① 次長 | 10級 |
| ② アジア歴史資料センター次長 | 10級－9級 |
| ③ 課長、統括公文書専門官 | 9級－8級 |
| ④ 企画官、利用審査室長、首席公文書専門官、
つくば分館長 | 8級－7級 |
| ⑤ 課長補佐、分館長補佐、専門官、アジア歴史資料
センター次長補佐、主任調整専門官、調整専門官、
主任資料情報専門官及び資料情報専門官 | 7級－5級 |
| ⑥ 主任公文書専門官及び公文書専門官 | 7級－3級 |
| ⑦ 専門職 | 4級－3級 |
| ⑧ 係長 | 4級－3級 |
| ⑨ 主任 | 3級－2級 |
| ⑩ 一般職員 | 2級－1級 |

二 技能職俸給表

- | | |
|------------|-------|
| ① 守衛長及び修復長 | 5級－3級 |
| ② 守衛員及び修復員 | 3級－1級 |

三 研究職俸給表

- | | |
|------------|-------|
| ① 首席公文書研究官 | 6級－4級 |
| ② 主任公文書研究官 | 3級 |
| ③ 公文書研究官 | 2級－1級 |

四 特別俸給表

- | | |
|---------------------|----------|
| 次長（前条第4号の館長が指定した次長） | 館長が定める号俸 |
|---------------------|----------|

（給与の支払）

第5条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員の給与は、給与の全部をその者の預金又は貯金への振込の方法によって支払うことができる。

（職員別給与台帳）

第6条 館長は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条に規定する事項を記載した給与台帳を職員別に作成し、これに基づいて給与を支払わなければならない。

(俸給の決定)

第7条 職員の俸給の額(特別俸給表の適用を受ける職員を除く。)は、その職務の区分、複雑、困難及び責任の度合を考慮して、別表第1から第3までの俸給月額により定める。

(初任給)

第8条 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、その者の学歴、免許、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(俸給表の適用を異にする異動)

第9条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する。

(昇格)

第10条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、別に定めるところにより決定する。

(昇給)

第11条 職員(特別俸給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(別に定める職員にあつては3号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(技能職俸給表の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸(別に定める職員にあつては3号俸)」とあるのは、「2号俸」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の支給日)

第12条 俸給、職責手当、国立公文書館業務調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当は、その月の月額的全額を毎月16日に、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月16日に支給するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

一 16日が独立行政法人国立公文書館就業規則(以下「就業規則」という。)第17条に規定する休日(土曜日を除く。)に当たるとき 17日

二 16日が土曜日に当たるとき 15日(15日が休日に当たるときは、18日)

2 通勤手当は、支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇

月)をいう。第19条において同じ。)に係る最初の月の別に定める日に支給する。

- 3 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給するものとする。ただし、これらの日が日曜日に当たるときは、これらの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときは、これらの日の前日とする。
- 4 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給するものとする。ただし、これらの日が日曜日に当たるときは、これらの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときは、これらの日の前日とする。
- 5 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害及び婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、給与の支給日前であっても、請求の日までの給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)を支給することができる。

第13条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した国家公務員が即日職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(職責手当)

第14条 職責手当は、次表に掲げる職にある職員(以下「管理職員」という。)に対して、当該職員に適用される俸給表の別及び当該職員の属する職務の級に応じ、同表の職責手当額欄に定める額を支給する。ただし、職員が、就業規則に規定する年次休暇又は業務上の傷病に基づく休職若しくは欠勤以外の理由により、月の一日から末日までの期間全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の職責手当は支給しない。

区分	職名	俸給表	職務の級	職責手当額
1	次長、アジア歴史資料センター次長、課長、統括公文書専門官	事務職俸給表	10級	139,300円
			9級	130,300円
			8級	117,500円
2	企画官、利用審査室長、首席公文書専門官、つくば分館長	事務職俸給表	8級	94,000円
			7級	88,500円
	首席公文書研究官	研究職俸給表	5級	103,400円
3	首席公文書研究官	研究職俸給表	4級	78,400円
4	主任公文書研究官	研究職俸給表	3級	60,900円

- 2 管理職員に対しては、超過勤務手当は支給しない。

(業務調整手当)

第14条の2 業務調整手当は、内閣府と一体となって国の機関と調整等を行う館の業務の特殊性、困難性にかんがみ、館の業務に従事する事務職俸給表及び研究職俸給表の適用を受ける職員（管理職員を除く。）に支給する。

2 業務調整手当の月額は、職員に適用される俸給表の別及び当該職員の属する職務の級に応じ、次表の業務調整手当額欄に定める額とする。

俸給表及び職務の級		業務調整手当額
事務職俸給表	1 級	3, 600円
	2 級	4, 400円
	3 級	11, 700円
	4 級	14, 800円
	5 級	37, 400円
	6 級	39, 200円
	7 級	41, 800円
研究職俸給表	1 級	3, 600円
	2 級	4, 400円

3 前条第1項ただし書の規定は、業務調整手当について準用する。

(扶養手当)

第15条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- 三 満60歳以上の父母及び祖父母
- 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13, 000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6, 500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11, 000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5, 000円に特定期間にある当該扶

養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第16条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を館長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第17条 地域手当は、在勤する地域区分に応じて、在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に、次に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 東京都特別区 100分の18

二 茨城県つくば市 100分の12

3 前項第1号の支給割合を受けている職員が、引き続き人事異動により茨城県つくば市に所在する事務所に在勤することとなった場合（当該職員が当該異動の日の前日において、前項第1号に掲げる地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として館長が別に定める場合に限る。）は、当該異動の日から2年を経過するまでの間、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 当該異動の日の前日までに受けていた支給割合（当該異動の日から6箇月をさかのぼった日の前日から当該異動の日の前日までの間に支給割合が変更された場合にあつては、そのうち最も低い割合。次号において「異動前の支給割合」という。）

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）
異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員（以下「給与法適用職員」という。）その他館長が別に定める者であった者が、引き続き人事交流により職員となり、茨城県つくば市に所在する事務所に在勤することとなった場合（当該職員が当該人事交流の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として館長が別に定める場合に限る。）において、当該職員が当該人事交流の日の前日に在勤していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（給与法第11条の3第2項各号に掲げる割合その他館長が別に定める者が受けていた地域手当に相当する手当の支給割合（当該人事交流の日から6箇月をさかのぼった日の前日から当該人事交流の日の前日までの間に在勤していた地域若しくは官署に係る支給割合が変更された場合にあつては、そのうち最も低い割合）をいう。以下この項において「人事交流前の支給割合」という。）が第2項第2号に規定する支給割合を超えているときは、当該職員には、当該人事交流の日から2年を経過するまでの間、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

一 当該人事交流の日から同日以後1年を経過する日までの期間 人事交流前の支給割合（人事交流前の支給割合が当該交流の後に改定された場合にあつては、当該人事交流の日の前日の人事交流前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該人事交流の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 人事交流前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

（住居手当）

第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するための住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
 - ニ 第20条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（第3項第1号に規定する職員宿舍及び同項第2号に規定する住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
 - ニ 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 次の各号の一に掲げる職員は、第1項第1号に規定する職員には該当しないものとする。
- 一 国等から貸与された職員宿舍に居住している職員
 - ニ 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（第15条の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅並びに別に定めるこれらに準ずる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第19条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- ニ 通勤のため自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具又は自転車（ただし、原動機付のものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤するこ

とが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,300円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 13,700円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 16,100円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 18,500円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 20,900円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 21,800円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 22,700円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 23,600円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 24,500円

- 三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 人事異動又は人事交流等による異動（次条第1項において「人事異動等」という。）に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第20条 人事異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は館の移転の直前の住居から当該異動又は館の移転の直後に館に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から館に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、23,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第21条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して支給するものとする。

（超過勤務手当）

第22条 就業規則第15条に規定する勤務時間外の勤務又は休日に勤務を命ぜられた職員については、勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務区分に応じて、当該各号に定める割合（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 休日以外の日における勤務時間を超える勤務 100分の125

二 休日における勤務 100分の135（休日において勤務を命ぜられた職員が、休日の振替を行った場合を除く。）

- 2 就業規則第15条に規定する勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、勤務時間を超えて勤務（前項第2号の勤務を除く。）した時間が一箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 就業規則第19条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち、当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合には、100分の175）から第1項第1号に規定する割合（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- 4 前3項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（端数計算）

第23条 第21条に規定する勤務1時間当たりの給与の額及び前条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円

に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与の額)

第24条 第21条及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与の額は、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額を1年間における1月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第25条 第14条の規定に基づき職責手当の支給を受ける職員で、同条第2項の規定の適用を受けるもの及び特別俸給表の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項まで、第27条及び附則第3項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第12条第3項に規定する日(以下次条及び第28条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(第14条第1項の表の区分1及び区分2に掲げる職にある職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額、特別俸給表の適用を受ける職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額)に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第3項第4号において同じ。)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する

地域手当の月額合計額（特別俸給表の適用を受ける職員にあっては、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額）とする。

- 4 職員でその職務の級が次の表（一）に定める職務の級にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額（次の表（二）に定める職員については、その額に俸給月額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を基礎とするものとする。

表（一）

俸給表	職務の級	割増率
事務職俸給表	10級－8級	100分の20
	7級－6級	100分の15
	5級－4級	100分の10
	3級	100分の5
技能職俸給表	5級	100分の10
	4級－3級（館長が指定する者に限る。）	100分の5
研究職俸給表	6級－5級	100分の15
	4級－3級	100分の10
	2級（経験年数が5年以上のものに限る。）	100分の5
特別俸給表		100分の20

表（二）

職	割増額
次長、アジア歴史資料センター次長、課長及び統括公文書専門官	100分の25
企画官、利用審査室長、首席公文書専門官、つくば分館長及び首席公文書研究官（6級又は5級の者に限る。）	100分の15

- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各

号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に失職した職員（成年被後見人又は被保佐人となったことにより失職した職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 館長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。
- 2 館長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から帰参して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、館長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げ

るものではない。

- 4 館長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第3号第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の直近の人事評価の結果及び勤務状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の第12条第4項に規定する日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第26条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中の「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給に準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第12条第4項に規定する日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第30条 第14条から第16条まで、第18条及び第22条の規定は、特別俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

(長期欠勤者の給与)

第31条 職員が業務上以外の傷病により欠勤した場合には、その欠勤を始めた日から6箇月（結核性疾病の場合にあっては、1年）に達するまで、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の全額を支給する。

(休職者の給与)

第32条 職員が業務上の傷病により休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が前項以外の傷病により休職を命ぜられたときは、その休職の期間が満1年（結核性疾病にあっては、満2年）に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（以下この項において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を、この期間を超えた休職の期間中は俸給等の100分の60を、それぞれ支給する。

- 3 職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の60を支給する。
- 4 職員が休職（傷病による休職及び刑事事件に関し起訴されたことによる休職を除く。）を命ぜられた場合におけるその休職期間中の給与については、そのつど定める。
- 5 第2項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡したときは、同項の規定により当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当及び期末特別手当の支給については、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは、「第32条第5項」と読み替えるものとする。

（退職者等の給与）

第33条 職員が業務上の傷病のため退職した場合若しくは定年により退職した場合又は業務上の都合により解雇された場合には、第13条第2項及び第3項の規定にかかわらず、その者が現に受けるべきその月分の俸給、職責手当及び地域手当の全額を支給する。死亡の場合においても同様とする。

（介護休暇を受けた者の給与）

第34条 介護休暇については、第21条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を減額する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休暇を受けた職員の給与に関し必要な事項については、別に定める。

（育児休業等をしている者の給与）

第35条 職員が育児休業している期間については、給与を支給しない。

- 2 第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、就業規則第29条の規定により育児休業をしていた期間及び休職を命ぜられていた期間を除いた期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 育児短時間勤務をしている職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表に定める俸給月額に、就業規則第29条第4項の規定に基づき館長の定めた1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 職員が育児時間により勤務しない場合には、第21条の規定にかかわらず、その勤務しな

い1時間につき、第24条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を減額する。

- 7 前6項に規定するもののほか、育児休業、育児短時間勤務又は育児時間をしている職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(自己啓発等休業をしている者の給与)

第36条 職員が自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 3 前2項に規定するもののほか、自己啓発等休業をしている職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(実施に関し必要な事項)

第37条 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定めるもののほか、給与法適用職員の例に準ずる。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

- 2 当分の間、第31条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）又は疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病又は結核性疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

- 3 当分の間、職員（事務職6級又は研究職5級以上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が前項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額

二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

三 職責手当 当該特定職員が第14条の適用を受ける職員である場合にあつては、同上の規定による当該職責手当の額に100分の1.5を乗じて得た額

四 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の合計額（第26条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（同項表（二）に定める職員にあつては、その額に、俸給月額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記

- 以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額
- 五 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の合計額（第29条第4項において準用する第26条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（同項表（二）に定める職員にあっては、その額に、俸給月額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額
- 六 第32条第1項から第3項まで又は第5項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規程の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第32条第1項 前各号に定める額
- ロ 第32条第2項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ハ 第32条第3項第1号から第3号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第32条第5項第4号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 4 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずる。
- 5 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第21条及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第24条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、同条の規定により算出して得た額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする
- 6 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第34条第1項の規定の適用については、同項中「第24条」とあるのは、「附則第4項」とする。
- 7 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第35条第6項の規定の適用については、同項中「第24条」とあるのは、「附則第4項」とする。

附 則（平成13年11月28日規程第20号）

この規程は、改正の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成13年11月28日規程第22号）

この規程は、平成13年11月30日から施行する。

附 則（平成14年3月20日規程第3号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年11月28日規程第8号）（抄）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条並びに附則第4項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日規程第1号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年10月31日規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。
(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において独立行政法人国立公文書館職員給与規程(次項において「給与規程」という。)別表第1の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 3 平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、改正後の給与規程第26条第2項から第5項まで又は第30条第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号及び第2号に掲げる額の合計額(平成15年7月1日から同年12月1日(以下この項において「基準日」という。)までの期間において、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員(以下この項において「給与法適用職員」という。)から人事交流により引き続いて職員となった者については、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。
 - 一 平成15年4月1日(同月2日から基準日までの間に給与法適用職員から人事交流により引き続いて職員となった者については、職員となった日)において職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、同年4月から施行日の属する月の前日までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において職員として在職しなかった期間がある職員については、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - 二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

附 則 (平成16年3月23日規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(調整手当に関する経過措置)

- この規程の施行の際現にこの規程による改正前の給与規程第17条第3項又は第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の給与規程第17条第3項又は第4項の規定の適用については、同条第3項中「場合(当該職員が当該異動の日の前日において、前項第1号に掲げる地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として館長が別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第4項中「場合(当該職員が当該人事交流の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として館長が別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

附 則 (平成17年11月21日規程第7号)

(施行期日)

- この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年1月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

- この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において独立行政法人国立公文書館職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受け期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、改正後の給与規程第26条第2項から第5項まで又は第30条第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号及び第2号に掲げる額の合計額(平成17年6月2日から同年12月1日(以下この項において「基準日」という。)までの期間において、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員(以下この項において「給与法適用職員」という。)から人事交流により引き続いて職員となった者については、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- 平成17年4月1日(同月2日から基準日までの間に給与法適用職員から人事交流により引き続いて職員となった者にあつては、職員となった日)において職員が受けるべ

き俸給、職責手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第20条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、同年4月から施行日の属する月の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において職員として在職しなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間の月の数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

附 則（平成18年3月31日規程第1号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（俸給月額の切替えに伴う経過措置）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

第3条 切替日の前日において独立行政法人国立公文書館職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項並びに次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

2 前条後段により新級を決定される職員（次条に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

3 切替日の前日において給与規程別表第4の俸給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第4の新号俸欄に定める号俸とする。

4 その他号俸の切替えの取扱いについては、給与法適用職員の例に準ずる。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

第4条 切替日の前日において給与規程別表第1の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の新号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一 切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）が旧級に応じた次表の旧俸給月額欄に掲げられている職員は、その者が旧俸給月額を受けていた期間に応じて次表に定める号俸

旧級	経過期間					
	旧俸給月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
8級	453,200	69	70	71	72	73

	456,800	73	74	75	76	77
10級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

二 前号に掲げる職員以外の職員は、館長が別に定める号俸

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第6条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(独立行政法人職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年規程第16号)。第1号において「平成21年改正規程」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額(給与規程附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給する職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

一 平成21年改正規程附則第2条第1項に規定する減額改定対象職員(次号に掲げる職員を除く。) 100分の99.1

二 特別俸給表の適用を受ける職員 100分の98.94

2 切替日以降新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると館長が認めるときは、当該職員には、前項の規定に準じて俸給を支給する。

3 前2項の規定により支給される俸給の取扱いについては、給与法適用職員の例に準ずる。
(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

第7条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第11条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第17条第2項第1号	100分の18	100分の17
第17条第2項第2号	100分の12	100分の10

(地域手当に関する経過措置)

第8条 地域手当に関する経過措置については、給与法適用職員の例に準ずる。

附 則 (平成19年3月26日規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(職責手当に関する経過措置)
- 2 独立行政法人国立公文書館職員給与規程(以下「給与規程」という。)第14条の規定により職責手当を支給される職員のうち、この規則による改正後の給与規程第14条の規定による職責手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該職責手当のほか、当該職責手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を職責手当として支給する。
 - 一 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - 二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - 三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - 四 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - 一 平成19年4月1日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員(以下「同一俸給表適用職員」という。)であって、同日に所属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員(同日において占めていたこの規程による改正前の給与規程第14条各号に規定する区分(以下「旧区分」という。)に相当する新規程第14条表の区分に対応する官職を占める職員をいう。) 同日にその者が受けていた職責手当額
 - 二 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員(旧区分より低い区分に相当する新規程第14条表の区分に対応する官職を占める職員をいう。) 同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規程第14条表の区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる職責手当額
 - 三 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分職員及び下位区分等相当職員 給与法適用職員の例に準じて館長が定める額
 - 四 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に給与法適用職員等から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受けることとなった職員、施行日以後に俸給表の適用を異にする異動をした職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員及び給与法適用職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして館長が定める職員 前各号の規定に準じて館長が定める額

附 則 (平成19年7月31日規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年8月1日から施行する。
(平成18年規程第1号附則第6条の規定による俸給の支給)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、育児短時間勤務を始めた職員であって、その者の受ける俸給月額が、切替日の

前日に受けていた俸給月額に当該育児短時間勤務の内容に従い定められた1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（平成19年11月29日規程第8号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年11月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の独立行政法人国立公文書館職員給与規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月18日規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
（平成22年3月31日までの間における業務調整手当の額）
- 2 平成22年3月31日までの間における第14条の2の規定の適用については、同条中「次表」とあるのは、「附則別表」とする。

附則別表

俸給表及び職務の級		業務調整手当額
事務職俸給表	1 級	1,800円
	2 級	2,200円
	3 級	5,800円
	4 級	7,400円
	5 級	37,100円
	6 級	38,800円
	7 級	41,400円
研究職俸給表	1 級	1,800円
	2 級	2,200円

附 則（平成21年6月1日規程第7号）

（施行期日）

- 1 この規定は平成21年6月1日から施行する。
（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第26条第2項の規定の適用については、「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「1

00分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

附 則（平成21年7月30日規程第13号）

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規程第16号）

（施行期日）

- 1 この規程は平成21年12月1日から施行する。ただし第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国立公文書館職員給与規程第26条第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成21年4月1日（同年4月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日において減額改定対象職員が受けるべき俸給、職責手当、国立公文書館業務調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第20条第2項の別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、これらの期間（当該期間を含む月がある場合、その期間を1月とみなす。）を減ずる）を乗じて得た額。

職務の級	俸給表	号俸
事務職	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
技能職	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
研究職	1級	1号俸から56号俸まで

	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
--	-----	-----------------

二 平成 2 1 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0 . 2 4 を乗じて得た額

附 則 (平成 22 年 9 月 28 日 規程 第 7 号)

この規程は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 11 月 30 日 規程 第 9 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし第 2 条及び附則第 4 条の規定は平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 2 2 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置)

第 2 条 平成 2 2 年 1 2 月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人法人国立公文書館職員給与規程第 2 6 条第 2 項から第 5 項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額 (以下この条において「基準額」という。) から次に掲げる額の合計額 (以下この条において「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。

一 平成 2 2 年 4 月 1 日 (同年 4 月 2 日から同年 1 2 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものからこれらの職員以外の職員 (以下この項において「減額改定対象職員」という。) となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日) において減額改定対象職員が受けるべき俸給、職責手当、国立公文書館業務調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当 (給与規程第 2 0 条第 2 項の別に定める額を除く。) の月額合計額に 1 0 0 分の 0 . 2 8 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数 (同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、これらの期間 (当該期間を含む月がある場合、その期間を 1 月とみなす。) を減ずる) を乗じて得た額。

職務の級	俸給表	号俸
事務職	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 2 号俸まで

	5 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	6 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで
技能職	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 2 0 号俸まで
研究職	1 級	1 号俸から 9 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	4 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 号俸まで

二 平成 2 2 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0. 2 8 を乗じて得た額

(平成 2 2 年 4 月 1 日前に 5 5 歳に達した職員に関する読替え)

第 3 条 平成 2 2 年 4 月 1 日前に 5 5 歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第 3 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「独立行政法人国立公文書館職員給与規程の一部を改正する規程（平成 2 2 年規程第 9 号）の施行の日と、「5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「同日後」とする。

(平成 2 3 年 4 月 1 日における号俸の調整)

第 4 条 平成 2 3 年 4 月 1 日において 4 3 歳に満たない職員のうち、平成 2 2 年 1 月 1 日において給与規程第 1 1 条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると館長が認める職員の平成 2 3 年 4 月 1 日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

(実施に関し必要な事項)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定めるもののほか、給与法適用職員の例に準ずる。

附 則（平成23年4月1日規程第11号）
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月29日規程第1号）
この規程は、平成24年3月1日から施行する。

別表第1 事務職俸給表（第3条関係）

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400	
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600	
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800	
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000	
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900	
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700	
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500	
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400	
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300	
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200	
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100	
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000	
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900	
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800	
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700	
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800		
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600		
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400		
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200		
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000			
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800			
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600			

49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200	
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900	
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600	
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900	
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500	
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200	
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900	
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400	
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100	
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800	
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500	
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000	
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700	
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400	
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100	
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600	
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100		
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800		
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500		
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000		
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700		
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400		
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100		
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600		
86	239,700	294,800	343,200	383,900			
87	240,400	295,100	343,700	384,500			
88	241,100	295,500	344,200	385,100			
89	241,900	295,800	344,600	385,800			
90	242,400	296,200	345,100	386,400			
91	242,900	296,600	345,600	387,000			
92	243,400	297,000	346,100	387,600			
93	243,700	297,100	346,300	388,300			
94		297,500	346,800				
95		297,900	347,300				
96		298,300	347,800				
97		298,500	347,900				
98		298,900	348,400				
99		299,300	348,900				
100		299,700	349,400				

101	299,900	349,700						
102	300,300	350,100						
103	300,700	350,500						
104	301,100	350,900						
105	301,300	351,400						
106	301,600	351,800						
107	302,000	352,200						
108	302,400	352,600						
109	302,600	353,100						
110	303,000	353,500						
111	303,400	353,900						
112	303,700	354,200						
113	303,800	354,700						
114	304,200							
115	304,600							
116	305,000							
117	305,200							
118	305,500							
119	305,800							
120	306,100							
121	306,500							
122	306,800							
123	307,100							
124	307,400							
125	307,800							

別表第2 技能職俸給表（第3条関係）

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400
36	164,000	217,700	245,900	288,300	334,600
37	165,800	218,800	247,200	289,000	335,800
38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,000
39	169,200	221,400	250,000	290,800	338,200
40	170,900	222,700	251,400	291,800	339,400
41	172,500	223,800	252,600	292,700	340,500
42	173,900	225,000	253,900	293,700	341,700
43	175,300	226,200	255,200	294,700	342,900
44	176,700	227,400	256,500	295,700	344,100

45	178,200	228,600	257,600	296,500	345,100
46	179,600	229,800	258,800	297,400	346,200
47	181,000	231,000	260,000	298,300	347,300
48	182,400	232,200	261,200	299,200	348,400
49	183,700	233,400	262,500	299,900	349,500
50	184,900	234,600	263,700	300,700	350,500
51	186,100	235,800	264,900	301,500	351,500
52	187,300	237,000	266,000	302,300	352,500
53	188,400	238,200	267,100	302,900	353,400
54	189,500	239,200	268,300	303,700	354,300
55	190,600	240,200	269,500	304,400	355,200
56	191,700	241,200	270,700	305,100	356,100
57	192,800	242,300	271,700	305,800	356,900
58	193,900	243,300	272,800	306,600	357,800
59	195,000	244,300	273,900	307,400	358,700
60	196,100	245,300	275,000	308,200	359,600
61	197,200	246,300	276,100	308,800	360,400
62	198,100	247,200	277,200	309,500	361,300
63	199,000	248,100	278,300	310,200	362,200
64	199,900	249,000	279,400	310,900	363,100
65	200,600	250,000	280,300	311,400	363,700
66	201,400	250,800	281,100	312,000	364,300
67	202,200	251,600	281,900	312,600	364,900
68	203,000	252,400	282,800	313,200	365,500
69	203,600	253,200	283,700	313,800	365,900
70	204,200	253,800	284,500	314,300	
71	204,700	254,400	285,300	314,800	
72	205,300	255,000	286,100	315,300	
73	205,900	255,300	287,000	315,600	
74	206,600	255,700	287,800	316,100	
75	207,300	256,200	288,600	316,600	
76	208,100	256,700	289,400	317,100	
77	208,500	257,300	290,000	317,300	
78	209,200	257,800	290,600	317,700	
79	209,900	258,300	291,100	318,100	
80	210,600	258,800	291,500	318,500	
81	211,300	259,200	292,000	319,000	
82	212,000	259,500	292,500	319,400	
83	212,700	259,800	293,000	319,800	
84	213,400	260,100	293,500	320,200	
85	214,100	260,300	293,900	320,500	
86	214,800	260,700	294,500	320,900	
87	215,500	261,000	295,100	321,300	
88	216,200	261,300	295,700	321,700	
89	216,800	261,500	296,000	322,000	
90	217,400	261,700	296,500	322,400	
91	218,000	262,100	297,000	322,800	
92	218,600	262,300	297,500	323,200	

93	219,100	262,600	297,900	323,400
94	219,600	263,000	298,400	323,800
95	220,100	263,400	298,900	324,200
96	220,600	263,800	299,400	324,600
97	221,200	264,000	299,700	324,900
98	221,700	264,300	300,200	325,300
99	222,200	264,500	300,700	325,700
100	222,700	264,800	301,200	326,100
101	223,300	265,100	301,600	326,400
102	223,900	265,300	302,000	
103	224,500	265,600	302,400	
104	225,100	265,900	302,800	
105	225,500	266,100	303,100	
106	226,000	266,400	303,500	
107	226,500	266,700	303,900	
108	227,000	267,000	304,300	
109	227,200	267,300	304,700	
110	227,600	267,600	305,100	
111	228,100	267,900	305,500	
112	228,600	268,200	305,900	
113	229,100	268,400	306,100	
114	229,600	268,700	306,500	
115	230,100	269,000	306,900	
116	230,600	269,300	307,300	
117	231,000	269,600	307,600	
118	231,400	269,600	308,000	
119	231,800	270,200	308,400	
120	232,200	270,500	308,800	
121	232,600	270,600	309,000	
122		270,900	309,400	
123		271,200	309,800	
124		271,500	310,200	
125		271,600	310,400	
126		271,900	310,800	
127		272,200	311,200	
128		272,500	311,600	
129		272,600	311,800	
130		272,900	312,200	
131		273,200	312,600	
132		273,500	313,000	
133		273,600	313,200	
134		273,900		
135		274,200		
136		274,500		
137		274,600		

別表第3 研究職俸給表（第3条関係）

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300	531,200
2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200	534,300
3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100	537,500
4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900	540,700
5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300	543,900
6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100	546,300
7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900	548,800
8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600	551,300
9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300	553,800
10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100	555,600
11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900	557,500
12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700	559,400
13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600	561,200
14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400	562,600
15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200	564,000
16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000	565,400
17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,500	566,600
18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,100	567,500
19	163,500	228,200	323,400	369,200	441,700	568,400
20	165,600	231,100	325,700	371,200	444,300	569,300
21	167,800	233,800	328,100	373,100	446,900	570,300
22	170,200	236,600	330,200	375,100	449,500	
23	172,500	239,400	332,200	377,100	452,100	
24	174,800	242,200	334,300	379,100	454,700	
25	176,900	245,100	336,500	380,700	457,100	
26	179,000	247,800	338,400	382,600	459,600	
27	181,100	250,500	340,300	384,500	462,200	
28	183,200	253,200	342,200	386,400	464,700	
29	185,200	256,000	344,200	388,300	467,200	
30	187,000	258,400	345,900	390,300	469,800	
31	188,800	260,800	347,600	392,300	472,400	
32	190,600	263,200	349,300	394,300	475,000	
33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,300	
34	194,300	267,700	352,300	397,900	479,800	
35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,300	
36	198,100	272,500	355,300	401,300	484,800	
37	199,800	274,700	356,700	402,600	487,300	
38	201,700	276,600	358,100	404,100	489,800	
39	203,600	278,500	359,500	405,500	492,300	
40	205,500	280,400	360,900	406,900	494,800	
41	207,500	282,100	361,900	408,300	497,200	
42	209,400	283,400	363,100	409,700	499,500	
43	211,300	284,700	364,400	411,200	501,800	
44	213,200	286,000	365,600	412,800	504,100	

45	215,100	287,000	366,900	414,200	506,100
46	217,100	288,300	368,200	415,700	507,700
47	219,100	289,600	369,500	417,300	509,300
48	221,100	290,900	370,800	418,900	510,900
49	222,900	292,300	371,900	420,200	512,600
50	224,900	293,600	373,200	421,700	514,100
51	226,900	294,900	374,500	423,200	515,500
52	228,900	296,200	375,800	424,700	517,000
53	230,700	297,400	376,500	426,100	518,300
54	232,700	298,700	377,500	427,500	519,500
55	234,700	300,000	378,500	428,900	520,700
56	236,700	301,300	379,500	430,300	521,900
57	238,400	302,400	380,400	431,500	523,000
58	239,900	303,600	381,200	432,900	524,000
59	241,300	304,800	381,900	434,300	525,000
60	242,800	306,000	382,600	435,700	526,000
61	244,100	307,100	383,200	436,600	527,100
62	245,500	308,200	384,000	437,600	528,000
63	246,900	309,300	384,900	438,600	528,900
64	248,300	310,400	385,800	439,600	529,800
65	249,800	311,600	386,500	440,500	530,700
66	251,200	312,700	387,300	441,400	531,600
67	252,600	313,800	388,100	442,300	532,500
68	254,000	314,900	388,900	443,200	533,400
69	255,300	316,100	389,500	443,800	534,400
70	256,800	317,200	390,200	444,700	535,300
71	258,300	318,300	390,900	445,600	536,200
72	259,800	319,400	391,600	446,500	537,100
73	261,200	320,300	392,300	447,200	538,100
74	262,600	321,400	393,000		
75	264,000	322,500	393,700		
76	265,400	323,600	394,400		
77	266,500	324,700	395,200		
78	267,800	325,700	395,800		
79	269,100	326,700	396,500		
80	270,400	327,700	397,200		
81	271,800	328,800	397,900		
82	273,100	329,600	398,600		
83	274,400	330,300	399,300		
84	275,700	331,100	400,000		
85	276,900	331,700	400,500		
86	278,200	332,200	401,200		
87	279,500	332,700	401,900		
88	280,800	333,200	402,600		
89	281,900	333,500	403,000		
90	283,100	334,000			
91	284,300	334,500			
92	285,500	335,000			

93	286,600	335,300			
94	287,600	335,800			
95	288,600	336,300			
96	289,600	336,800			
97	290,200	337,400			
98	291,100	337,900			
99	292,000	338,400			
100	292,900	338,900			
101	293,800	339,400			
102	294,500	339,900			
103	295,200	340,400			
104	295,900	340,900			
105	296,700	341,400			
106	297,200	341,900			
107	297,700	342,400			
108	298,200	342,900			
109	298,400	343,500			
110	298,800	344,000			
111	299,100	344,500			
112	299,400	345,000			
113	299,800	345,600			
114	300,100	346,100			
115	300,400	346,600			
116	300,700	347,100			
117	301,000	347,600			
118	301,400	348,100			
119	301,800	348,600			
120	302,200	349,100			
121	302,500	349,500			

別表第4 特別俸給表（第3条関係）

号	俸	俸給月額
		円
1		720,000
2		776,000